

第2次栗国村観光振興計画策定支援業務

企画提案仕様書

1. 業務の目的

本村では平成23年度に「栗国村観光振興計画」（10年計画）を策定し、観光施策に取り組んできた。現行計画は令和3年度に計画期間が終了したため、第2次計画を策定する必要があったが、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客の受入態勢が困難であったことから策定を見合わせていた。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行したことにより、全国的に観光産業が復活してきたところであるが、旅行者の観光における思考や行動の変化、観光人材不足などの課題も生じてきていることから新たな調査分析や内容の検証等が必要になっている。

「第2次栗国村観光振興計画」は令和7年度を計画開始年度とする10年間の計画となる。本計画策定において、観光の計画や成果目標達成に向けた効果的な施策展開を具体化することで本村の観光産業の発展を実現とすることを目的とする。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

3. 委託業務内容

次に掲げる業務を実施すること。

（1）上位関連計画における位置づけの整理

「第4次栗国村総合計画・前期基本計画・第2期栗国村総合戦略」等における本村の観光の位置づけについて整理する。

（2）栗国村観光振興計画の評価・検証

栗国村観光振興計画の施策の進行状況の確認及び課題の整理を行う。

（3）観光実態調査

1）観光動向等の既存資料の整理

本村及び国、県等による観光関連調査や地域経済分析システム等の活用により、観光関連データの調査分析を行う。

2）関係機関ヒアリング調査

県内観光事業者や村内の観光協会、宿泊事業者等に対してヒアリングを行い、現状の取組と課題、望ましい観光振興のあり方、支援が必要な事項等を整理する。

3) 来訪者アンケート調査

本村の魅力や今後の方向性などを把握するため、観光協会等の協力のもと来訪者アンケート（100 サンプル以上）を行い、結果を整理・分析する。

4) 村民アンケート調査

本村の魅力や今後の方向性などを把握するため、村民を対象としたアンケートを行い、結果を整理・分析する。

5) プロジェクトチームによるワークショップの開催

これまで、本村の観光振興に関する取り組みを行ってきた方々（観光関連団体・事業者、地域団体、住民、行政）によるプロジェクトチームを立ち上げ、ワークショップを開催する。ワークショップでは「本村の観光振興にあたって何が必要か、何ができるか」を検討するほか、具体的なプログラム等を企画・運営・検証し、計画素案の検討に反映することを試みる。

（4）計画案の作成

現計画の進捗評価の結果及び上記の分析を踏まえ、以下の内容を含んだ観光振興計画の素案を作成する。内容の検討にあたっては、全国の先進的な事例について情報収集し、本村に活かせる具体的な取組を提案する。

- ①本村の観光に関する課題
- ②めざすべき将来像と戦略的な目標等
- ③将来像達成のための行動計画（ソフト事業とこれを推進する上で必要なハード整備事業の位置づけを明確にする）
- ④実施スケジュールや優先度
- ⑤観光振興の効果検証を行うための成果指標
- ⑥計画の推進及び進捗管理の方法

（5）検討委員会の運営支援

以上までの内容について、検討委員会を設置し、（仮称）第2次栗国村観光振興計画の策定に向けた検討を行う。（3回程度の開催を想定）。

（6）その他

上記以外の提案に関する業務

（7）打合せ協議

業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せ協議を実施するものとする。

5. 企画内容の変更

契約の締結にあたっては、栗国村との協議書等により企画内容の若干の変更もあり得るものとする。

6. 成果品

当該業務の成果品として以下のものを提出すること。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 計画書 50部 (A4版 150頁程度 一部カラー)
- (3) 概要版 500部 (A4版 8頁程度 デザイン料込)
- (4) 上記成果物に係わる電子媒体 (PDF 及び Word)
- (5) 各種引用データ、集計データ等
- (6) 上記データ類を保存した CD 又は DVD

7. 事業経費について

(1) 直接人件費

(2) 直接経費

1) 検討委員会委員の謝金単価については、栗国村規定に基づくこととする。

- ・ 検討委員会委員長 (島外委員) 5,500 円/時×3 時間×3 回=16,500 円
- ・ 検討委員会委員 (島内委員) 4,000 円/回×3 回×10 人=120,000 円

2) 旅費や印刷費等は受託者の規定等に準ずる。

(3) その他原価

(4) 一般管理費

(5) その他

8. その他

(1) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合は、その都度、協議書により協議するものとする。